

区分	男女の賃金の差異
全労働者	47.7%
うち正規労働者	67.8%
うち非正規労働者	37.2%

○対象期間：令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)

○非正規雇用労働者：契約職員、パート

○賃金：通勤手当等を除く